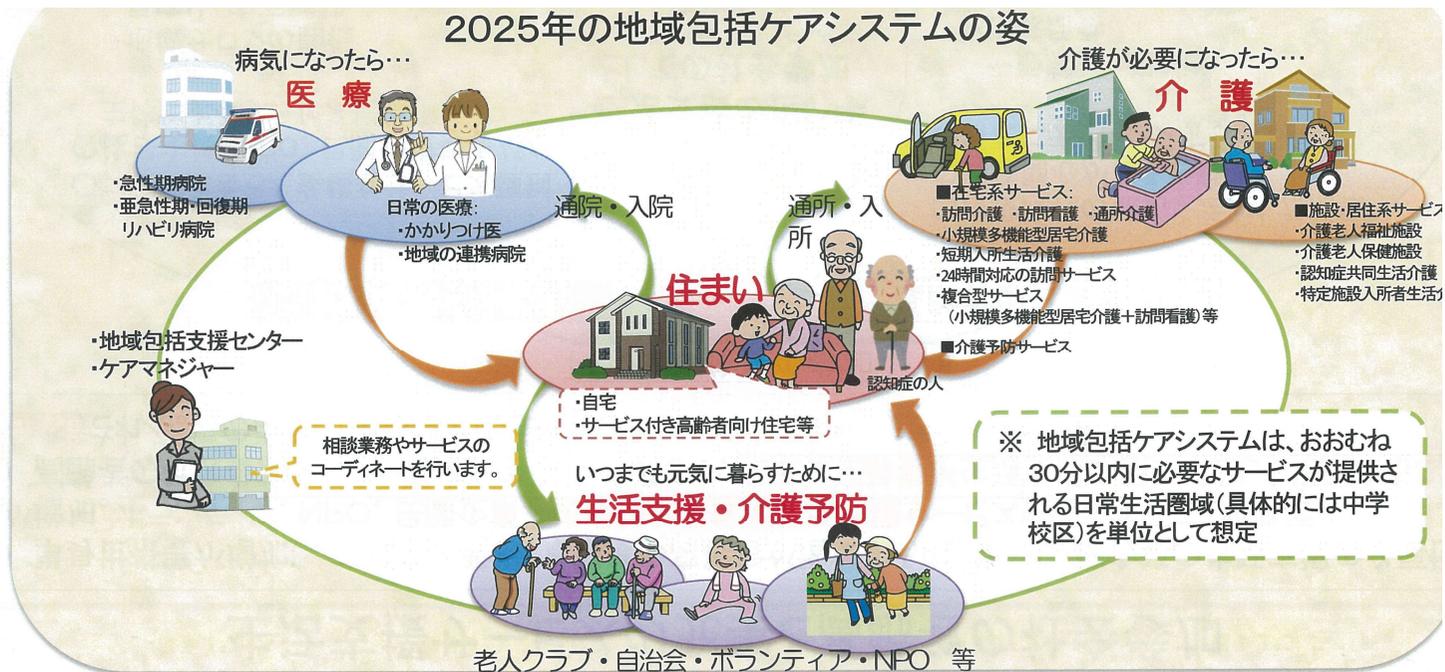


地域包括支援システム

- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで津図けることができるようになります。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差を生じています。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や、都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



「厚生労働省の認知症施策等の概要について」
厚生労働省老健局

地域包括支援センター（設置状況）

- 地域包括支援センターはすべての市町村に設置されており、全国に5,404か所。（ランチ・サブセンターを含めると7,409か所）
- 地域包括支援センターの運営形態は、市町村直営が20%、委託型が80%となっている。

◎地域包括支援センターの設置数（令和4年4月末現在）

	計	個別の担当圏域あり	重複圏域のみ(※)
センター数	5,404	5,314	90
通常型	5,125	5,125	
基幹型	168	87	81
機能強化型	91	90	1
基幹型及び機能強化型	20	12	8

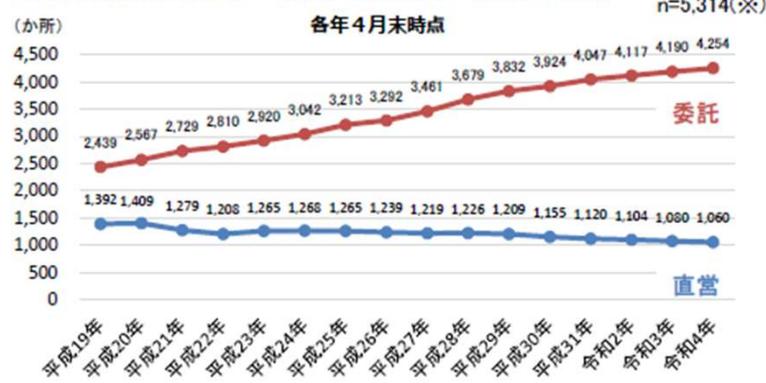
- ※他のセンターと重複する担当圏域のみを持つセンター
- 【基幹型】 基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター
- 【機能強化型】 権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター

地域包括支援センター設置数	5,404か所
ランチ設置数	1,647か所
サブセンター設置数	358か所
合計	7,409か所

【ランチ】 本体のセンターと連携のもと、地域住民の身近な所で相談を受け、センターにつなぐための窓口

【サブセンター】 本体のセンターと一体的に包括的支援事業を実施する支所

◎地域包括支援センターの設置数の推移（直営・委託）



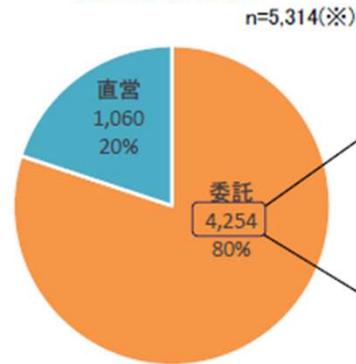
(出典)

H29調査まで：老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業

H30調査から：地域包括支援センター運営状況調査（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）

※地域包括支援センターの設置数及び直営・委託の割合は、担当圏域毎の傾向を見るため、5,314か所（個別の担当圏域あり）を集計対象とする。

◎直営・委託の割合 （令和4年4月末現在）



◎委託先法人の構成割合 （令和4年4月末現在）

